

岩手県監査委員告示第57号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第50号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月2日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 県土整備部道路環境課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月16日

イ 本監査実施日 平成26年8月28日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、1,378,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、平成26年7月24日に備品登録を完了した。 今後は、課内で制度の周知を図ることにより再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 復興局

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年8月5日

イ 本監査実施日 平成26年9月5日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、予定価格の積算を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の執行については、契約期間と積算内容の確認を徹底するとともに、職員相互のチェック体制を強化することにより再発を防止することとした。

3（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月2日及び3日

イ 本監査実施日 平成26年8月21日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
屋外広告物等表示許可に当たり、許可期間が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	屋外広告物等表示許可については、被許可者に対して適切な更新申請を行うよう要請し、許可期間更新手続の適正化を図るとともに、職員相互のチェック体制を強化することにより再発防止に努めることとした。

4（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月1日

イ 本監査実施日 平成26年8月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
屋外広告物等表示許可に当たり、許可期間が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	屋外広告物等表示許可については、被許可者に対して適切な更新申請を行うよう要請し、許可期間更新手続の適正化を図るとともに、職員相互のチェック体制を強化することにより再発防止に努めることとした。